

ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する
調査研究委員会

～調査研究委員会委員長意見～

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、その心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげる取組が求められている。

この度、千葉県と地方自治研究機構の共同研究として、県内のヤングケアラーの実態調査が実施され、その結果を分析し、課題を検証した上で効果的な支援策の提言を含む報告書が取りまとめられたことは、ヤングケアラー支援の充実に向けた大きな一歩である。

今後、県においては、教育と福祉の連携の更なる強化を念頭に据え、教育庁と健康福祉部を中心に、庁内一丸となってこの報告書で提言された支援策の実現に向けて取り組んでいただきたい。

なお、家族のケアを担うケアラーの支援は子どもに限って求められるものではない。家族のケアは18歳になれば終わるものではなく、若者ケアラーとして引き続き家族を支えていく20代30代も少なくはない。このような若者ケアラーが自分の生活を考えていけるような、自立できるような支援も必要である。また、少子高齢化の進行や支える家族の減少によって、一人ひとりの家族が担う家族のケアの負担は大きくなっており、老老介護、ダブルケア、介護離職などの社会問題が顕在化し、ケアラーとケアを要する者の生活を丸ごと支援していく取組の充実が重要である。

一方で、ヤングケアラーを含むケアラー支援については、根拠法が無いことが支援の充実に向けた課題になっているとの意見もある。実際に支援にあたる支援者にとっては、自分が行っている支援（業務）の裏付けとなる根拠があることは大きな支えとなる。また、行政がケアラー支援の充実に向けた予算を確保する観点からも根拠法の制定は重要である。

上記の課題を踏まえ、ケアラー支援条例を制定した上で、計画を策定し、ケアラー支援の基本理念・方針を明らかにして施策を展開している自治体もあり、この動きは徐々に広がりを見せている。

本調査研究委員会の議論の中でも、多くの委員からケアラー支援条例の制定を求める意見があったところである。ケアラー支援条例の制定については、他自治体の状況や国の議論等に注視しながら、研究を進めていただき、まずは本報告書で提言された支援策の着実な実施に努めていただきたい。

調査研究委員会 委員長 結城 康博

「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」
委員会名簿

| | | |
|--------|--------|-------------------------------|
| 委員長 | 結城 康博 | 淑徳大学 総合福祉学部 教授 |
| 委員 | 稲垣 美加子 | 淑徳大学 総合福祉学部 教授 |
| | 渡辺 道代 | 東洋大学 ライフデザイン学部 准教授 |
| | 朝比奈 ミカ | 中核地域生活支援センター がじゅまる センター長 |
| | 小谷 和雄 | 流山市 子ども家庭課長 |
| | 加藤 孝雄 | 千葉県立生浜高等学校長 |
| | 川島 隆太 | 千葉県スクールソーシャルワーカー |
| | 篠塚 かおる | 千葉県 児童家庭課長 |
| | 荒金 誠司 | 千葉県 教育庁 児童生徒安全課長 |
| | 日向 和史 | 一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部長 |
| | 事務局 | 井上 亨 |
| 銭谷 真紀 | | 千葉県 児童家庭課 虐待防止対策推進室 副主査 |
| 初芝 亨 | | 千葉県 教育庁 児童生徒安全課 人権教育班長 |
| 大峽 康人 | | 千葉県 教育庁 児童生徒安全課 人権教育班 指導主事 |
| 上坪 麻由美 | | 千葉県 教育庁 児童生徒安全課 人権教育班 主事 |
| 今村 真二 | | 一般財団法人地方自治研究機構 主任研究員 |
| 本谷 亜由美 | | 一般財団法人地方自治研究機構 研究員 |
| 廣田 真美 | | 一般財団法人地方自治研究機構 研究員 |
| 基礎調査機関 | 鈴木 陽子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員 |
| | 村井 佐知子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員 |
| | 野田 鈴子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 副主任研究員 |
| | 服部 保志 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究員 |

(順不同、敬称略)